

春日部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「国要綱」という。)及び省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号。以下「国基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。
- (2) チェックリスト該当者 国要綱別記1に規定する基本チェックリスト(以下「基本チェックリスト」という。)に該当する第1号被保険者をいう。
- (3) 要支援1 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第1号に規定する状態をいう。
- (4) 要支援2 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項第2号に規定する状態をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、法、省令及び国要綱で使用する用語の例による。

(総合事業の実施)

第3条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 第1号事業(法第115条の45第1項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる事業
 - ア 訪問型サービス(法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。)
 - (ア) 介護予防訪問介護相当サービス(国要綱別記1に規定する指定相当サービスをいう。以下同じ。)
 - (イ) 訪問型サービスA(省令第140条の63の6第2号の基準に従い指定事業者が行うものをいう。以下同じ。)
 - (ウ) 訪問型サービスC(国要綱別記1に規定するサービス・活動Cをいう。以下同じ。)
 - イ 通所型サービス(法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。)
 - (ア) 介護予防通所介護相当サービス(国要綱別記1に規定する指定相当サービスをいう。以下同じ。)
 - (イ) 通所型サービスA(省令第140条の63の6第2号の基準に従い指定事業者が行うものをいう。以下同じ。)

ウ 介護予防ケアマネジメント(国要綱別記1に規定する介護予防ケアマネジメントAをいう。以下同じ。)

(2) 一般介護予防事業(国要綱別記1に規定する一般介護予防事業をいう。)

2 市長は、市が直接実施するもののほか、次に定めるところにより前項の総合事業を実施することができる。

(1) 法第 115 条の 45 の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)による実施(第1号事業を実施する場合に限る。)

(2) 省令第 140 条の 69 に定める基準に適合する者に対する法第 115 条の 47 第5項の規定による委託(以下「委託」という。)に基づく実施

(3) 春日部市住民主体型介護予防事業費補助金交付要綱(令和3年要綱第 23 号)第9条に規定する補助事業者による実施

(第1号事業の対象者)

第4条 第1号事業の対象者(以下「事業対象者」という。)とは、法第 115 条の 45 第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等とする。

(利用手続)

第5条 第1号事業を利用しようとする事業対象者は、春日部市介護保険条例施行規則(平成 18 年規則第 33 号。以下「規則」という。)第 18 条に規定する介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書及び基本チェックリストにより市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、事業対象者に代わって春日部市地域包括支援センターが行うことができる。

(第1号事業に要する費用の額)

第6条 第1号事業(訪問型サービスCを除く。)に要する費用の額は、別表に掲げる区分及びサービスの種類ごとに定める単位数に1単位の単価を乗じて得た額とする。

2 訪問型サービスCに要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

3 前2項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第7条 第1号事業支給費(法第 115 条の 45 の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の額は、別表に定めるとおりとする。

(第1号事業支給費の支給限度額)

第8条 チェックリスト該当者に対する第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の支給限度額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の自立支援を推進するものとして市長が必要と認める場合には、要支援2の介護予防サービス費相当の区分支給限度額相当とすることができる。

(高額介護予防サービス費相当事業等の実施等)

第9条 市長は、国要綱別記1に規定する高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費相当事業等」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費相当事業等における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当事業等に関して必要な事項は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

3 高額介護予防サービス費相当事業等における支給等の手続に関して必要な事項は、規則第24条及び第24条の2の規定を準用する。

(第1号事業支給費の額の減免)

第10条 市長は、災害その他の特別の事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、事業対象者の申請に基づき、第1号事業支給費の額の減免を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の減免の決定に関する事項は、春日部市介護保険利用者負担額減免に関する事務取扱要綱(平成26年9月22日制定)の例による。

3 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の減免を決定されたものとみなす。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の春日部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の春日部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表(第6条、第7条関係)

区分	サービスの種類 (事業の実施方法)	第1号事業に要する費用の額		第1号支給費の額
		単位数 (1月につき)	1単位の単価	
ア 訪問型サービス	(ア) 介護予防訪問介護相当サービス(指定事業者による実施)	1,176 単位	10 円に、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。)に定める地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額	(ア)又は(イ)に要する費用の額(その額が現に当該事業の提供に要した費用の額を超えるときは、当該事業の提供に要した費用の額)の 100 分の 90 に相当する額。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合においては、当該(1)又は(2)に定める割合とする。 (1) 第1号被保険者であって法第 59 条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について同項の規定を適用する場合 100 分の 80 (2) 第1号被保険者であって法第 59 条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が(1)の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費についてこの項本文の規定を適用する場合 100 分の 70
	(イ) 訪問型サービスA(指定事業者による実施)	週1回程度(1回概ね1時間) 823 単位		
	(ウ) 訪問型サービスC(委託に基づく実施)	省令第 140 条の 69 に定める基準に適合する者に対する法第 115 条の 47 第5項の規定による委託の契約により市長が別に定める額		
イ 通所型サービス	(ア) 介護予防通所介護相当サービス(指定事業者による実施)	1,798 単位	10 円に、単価告示に定める地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	(ア)又は(イ)に要する費用の額(その額が現に当該事業の提供に要した費用の額を超えるときは、当該事業の提供に要した費用の額)の 100 分の 90 に相当する額。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合

				<p>においては、当該(1)又は(2)に定める割合とする。</p> <p>(1) 第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について同項の規定を適用する場合 100分の80</p> <p>(2) 第1号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が(1)の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費についてこの項本文の規定を適用する場合 100分の70</p>
	(イ) 通所型サービスA(指定事業者による実施)	週1 回程 度(1 回2 時間 以 上) 1,259 単位		
ウ 介護 予防ケ アマネジ メント	介護予防ケアマネジメント(委託に基づく実施)	442 単位	10円に、単価告示に定める地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額	100分の100